

奨学生お申込みに関するよくあるご質問(FAQ)

【申込資格に関することについて】

(Q) 保護者が単身赴任のため、住所を大阪府から移している場合は資格外か？

(A) 生活の本拠が大阪府内であるが、会社の命令による単身赴任で、やむを得ず府外に住民票を移した場合には、本人により経緯等を記した事情書等と、会社が発行する辞令などで確認できた場合は、資格外になりません。判断しかねる場合は、育英会までご連絡ください。

【提出書類について】

(申込書)

(Q) 離婚などにより、生徒が学校で使用している名前と住民票の名前が異なる場合、申請書類には、住民票の名前を記入すべきか？

(A) 住民票記載の氏名をお願いします。

(Q) 外国籍の生徒の場合、提出書類は通称名で記入してもよいか？

(A) 住民票記載の氏名をお願いします。

(収入に関する証明書)

(Q) 収入に関する証明書は、家族全員分必要か？

(A) 保護者の収入を確かめることを目的とするため、保護者の証明書を添付して下さい。

母が控除対象配偶者の場合は、父の証明書のみを添付してください。

祖父母等が保護者の場合は、その方の証明書を添付してください。

ご兄弟等が成人されていても、保護者である場合を除き、その方の証明書は不要です。

(住民票)

(Q) 住民票は世帯全員が必要か、生徒・父母だけで良いか？

(A) 生徒と保護者の分を提出していただければ結構ですが、世帯全員の内容を開示しても構わないということであれば、世帯全員の住民票を提出いただいても結構です。

(Q) 保護者が外国籍の方の申込について、在留資格が必要とあるが、在留資格の証明書を提出する必要があるか？

(A) 住民票の在留資格の開示をお願いします。

(Q)保護者が外国籍の方の申込について、在留資格が定住者だが、申込みは可能か。

(A)在留資格が定住者の方については、永住者もしくは永住者の配偶者等に準ずると当会が認めたものに限りです。将来日本に永住する意思のない方は申込資格がありません。
申請の際に当会所定の上申書を提出いただきますので、該当する方は育英会までご連絡ください。

(通帳のコピーについて)

(Q)電子通帳(インターネット通帳)の場合は、どうすればよいか？

(A)銀行名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義人が分かるものであれば、キャッシュカード等のコピーでも結構です。